

## 八重瀬町防災マップ作成業務 企画提案実施要領

八重瀬町防災マップ作成業務に関して、下記事項に基づきプロポーザルを実施しますので、次のとおり企画提案書の提出を公募します。企画提案書については、本要領及び企画提案仕様書を熟読の上、提出してください。

### 1. 業務の説明

#### (1) 業務名

八重瀬町防災マップ作成業務

#### (2) 業務概要

本業務は、当該防災マップを作成することにより、町民の防災意識の高揚を図り、災害時に適切に対応できるよう、普段から必要な防災知識、地域の避難所の位置、自分の地域がどのような状況にあるかを認識してもらうことを目的とする。

そのため地図には、海拔表示や建物一つひとつに住所地番を表示し、土砂災害警戒区域、過去の浸水（冠水）被害箇所、津波浸水警戒区域、高潮警戒区域等の情報を分かり易く表示し、合わせて防災関連情報を記載し、町民が普段から気軽に開いて活用できる防災マップを作成する。

#### (3) 業務内容

八重瀬町防災マップの作成、印刷及び製本

#### (4) 契約期間

契約締結の日から平成 26 年 2 月 28 日まで（予定）

### 2. 企画提案参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 国及び地方公共団体からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 沖縄県内に本店、支店、営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 八重瀬町建設工事等から暴力団を排除する措置要綱各号に規定する要件に該当しない者であること。

### 3. 手続き

#### (1) 意思表明書の提出

- ①本業務に参加しようとする者は、「様式第 2 号 意思表明書」を提出し、本業務企画提案への参加登録を行うものとする。
- ②意思表明書は、持参により平成 25 年 11 月 27 日（水）17 時までに提出すること。

【提出先】八重瀬町役場 総務課

住所：〒901-0592 八重瀬町字具志頭 659 番地

八重瀬町役場 総務課 本村

電話：098-998-2200

(2) 質問の受付及び回答等

①質問は「別紙5 質問書」を用い質問書を e-mail に添付して送付すること。

②質問受付期間は、平成 25 年 11 月 22 日（金）17 時までとする。

【提出先】八重瀬町役場 総務課 本村

e-mail : t-motomura@town.yaese.lg.jp

③質問に対する回答は平成 25 年 11 月 26 日（火）17 時までに八重瀬町ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

①参加者は、「別添 1 企画提案仕様書」に基づき企画提案書を作成し、提出すること。提出部数は 7 部とする。

②提出方法は、持参により平成 25 年 11 月 27 日（水）17 時までに提出すること。

(4) 見積書の提出（A4 版任意様式）

①見積書は、企画提案書とは別綴りで提出すること。提出部数は正 1 部、副 6 部とする。

②内訳及び単価を記載し、値引き等の記載は行わない。

③提出方法と期限は、企画提案書と同様とする。

(5) 提案する作品のサンプルの提出

①内容については自由とし、企画提案書とは別綴りで提出すること。提出部数は 7 部とする。

②他市町村の作成実績等のサンプルを提示してもよい。

③提出方法と期限は、企画提案書と同様とする。

(6) 書類審査（第 1 次審査）及びプレゼンテーション審査（第 2 次審査）について

①書類審査（第 1 次審査）平成 25 年 11 月 28 日（木）

②プレゼンテーション審査（第 2 次審査）平成 25 年 12 月 4 日（水）

第 2 次審査の実施順番については、第 1 次審査で選定された者に対し別途 e-mail で通知する。

#### 4. 審査方法について

(1) 町は、八重瀬町防災マップ作成業務業者選定委員会を設置し審査する。

(2) 書類審査（第 1 次審査）

企画提案書の内容により第 1 次審査を行い、数者を第 2 次審査参加者として選定する。第 1 次審査の結果は参加者すべてに対し、e-mail 及び文書により通知する。

(3) プレゼンテーション審査（第 2 次審査）

①第 1 次審査により選出された者に対し、企画提案書の内容について、1 社あたり 30 分（説明 20 分、質疑 10 分）程度で説明を受け審査する。なお、企画提案書のプレゼンテーションの順番は、本町において決定するものとし、出席者は各社 3 名以内とする。また、プレゼンテーションに必要とする機材（パソコン）につい

ては、提案者が準備すること。

※スクリーン及びプロジェクターは町で用意する。

②第2次審査の結果は第2次審査の各参加者に対し、e-mail及び文書により通知する。

(4) 委員会は、提出された提案書等に基づくプレゼンテーション及び各見積書により審査を行い総合的に評価し、最も優れた者を受託候補者として特定する。

なお、受託候補者が辞退した場合は、次点の者を受託候補者とする。

(5) 審査結果についての異議申し立ては、一切認めない。

## 5. 評価基準

評価は、次の点について配慮するものとする。

(1) 防災マップ作成業務の実績

(2) デザイン、構成（見易さ、色の使い方、目標物のデザイン、地番の表示等）

(3) 防災関連情報の記載

(6) 見積価格の妥当性等

## 6. 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案者が他人の提案の代理をしたとき

(2) 提案などに不正行為があったとき

(3) 期限内に企画提案書を提出できなかったとき

(4) その他、担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

## 7. 契約締結について

(1) 審査の結果、本町が選定した受託候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様内容、金額等の内容を定め、予算額の範囲内で八重瀬町財務規則に基づき契約を締結するものとする。

## 8. 担当課

〒901-0592 八重瀬町字具志頭 659 番地

八重瀬町役場 総務課

担当：消防・防災係 本村拓美

電話：098-998-2200

e-mail：t-motomura@town.yaese.lg.jp